

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
（第1期見直し版）

概要版

令和5年3月

松 阪 市



# 目 次

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第1期見直し版）の趣旨	1
1) 目的	1
2) 第1期見直し版の位置づけ	1
3) 計画期間及び計画目標年度	2
2. ごみ処理の状況	3
1) ごみ処理フロー	3
2) ごみ処理体制	3
3) ごみ排出量の実績	4
4) 課題の抽出	5
3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定	6
1) 基本理念	6
2) 基本方針	6
3) 数値目標	7
4) ごみ排出量及びごみ処理量の見込み	8
5) 基本理念を実現するための施策に関する事項	12
6) ごみの適正な処理等に関する基本的事項	14
7) ごみの処理施設の整備に関する事項	16
8) その他ごみ処理に関し必要な事項	17

# 1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第1期見直し版）の趣旨

## 1) 目的

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第1期見直し版）」（以下「第1期見直し版」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、松阪市が定める法定計画です。

平成27(2015)年度に市内全域のごみ処理体系の一元化と松阪市クリーンセンターの供用を開始し、平成29(2017)年5月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「当初計画」という。）を策定しました。それ以降、国の「循環型社会推進基本計画（平成30年6月）」の改定があり、令和元(2019)年10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）や令和4(2022)年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が施行されています。松阪市でも、「充電式小型家電」の回収をはじめめる等、新たな施策を展開しており、今後も行政、市民、販売業・飲食業等の事業者（以下「事業者」という。）がごみ削減に資する施策に主体的に取り組む必要があります。

このような背景のもと、当初計画の基本理念、「ムダなく資源が循環しているまち」を継承するものとし、松阪市から発生する一般廃棄物の処理方針等に係る諸条件に対して、大きな変動等があった場合に見直し、基本理念を達成することを目的とします。

## 2) 第1期見直し版の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理計画とは、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にする一般廃棄物処理基本計画と、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度毎に策定する一般廃棄物処理実施計画から構成されます。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成され、一般廃棄物処理実施計画は、ごみ処理実施計画と生活排水処理実施計画から構成されます。

この計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理基本計画に位置づけられます。（図1）

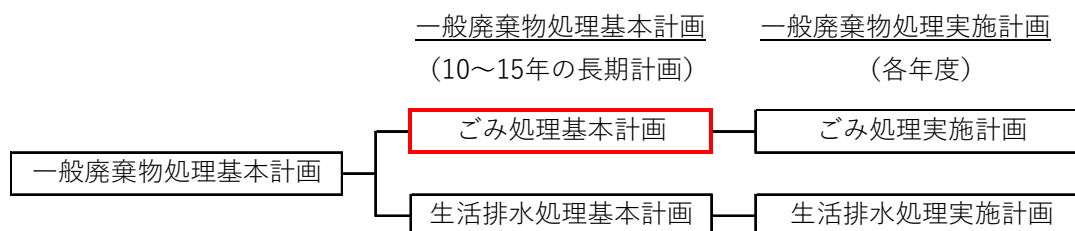


図1 (第1期見直し版の位置づけ)

### 3) 計画期間及び計画目標年度

計画期間： 15 年間（平成 29(2017)年度～令和 13(2031)年度）

目標年度：中間目標年度は令和 8(2026)年度

※最終処分量及び資源化率については、令和 9(2027)年度に変更

最終目標年度は令和 13(2031)年度

計画の見直し時期：概ね5年毎もしくは計画策定に係る諸条件に大きな変動等があった場合

## 2. ごみ処理の状況

### 1) ごみ処理フロー

ごみ種類別の処理フロー図は、図 2 に示すとおりです。

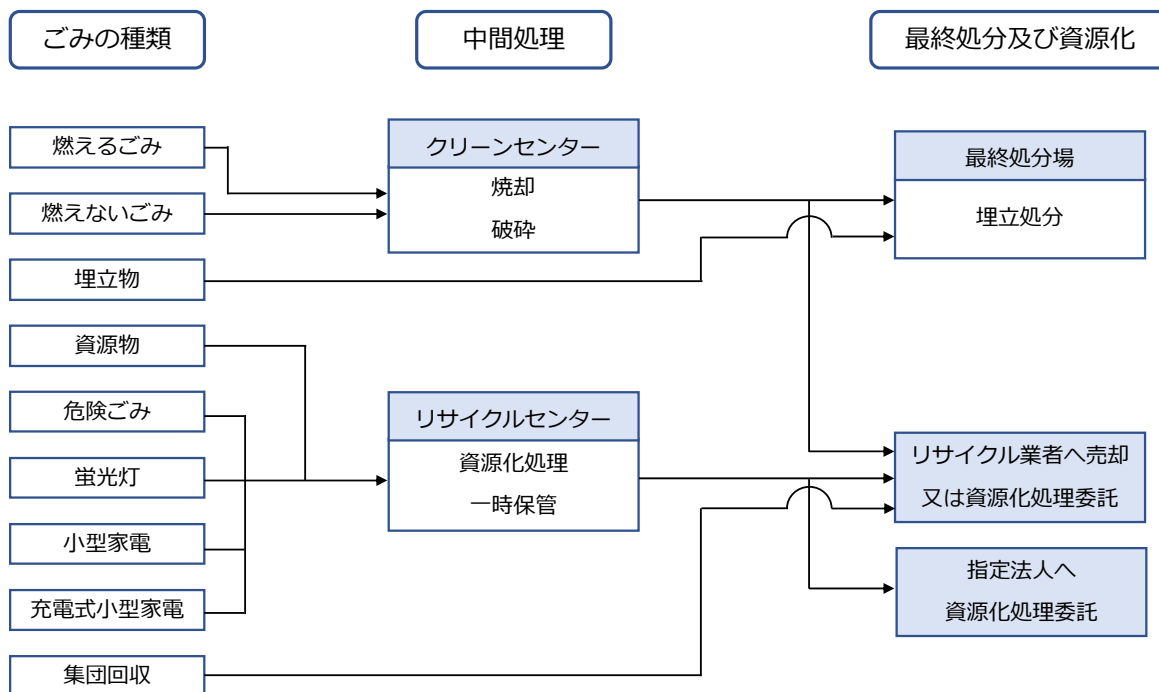


図 2 (ごみの種類別の処理フロー図)

### 2) ごみ処理体制

#### (1) 収集運搬

収集運搬体制は、市職員による収集運搬及び業務委託により行われています。

#### (2) ごみの処理施設の概要

一般廃棄物は、松阪市クリーンセンター及び松阪市リサイクルセンターで中間処理を行い、松阪市一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っています。

表 1 (ごみの処理施設の概要)

	中間処理		最終処分
施設名称	松阪市 クリーンセンター	松阪市 リサイクルセンター	松阪市 一般廃棄物最終処分場
施設能力	焼却施設 : 200t/日 粗大ごみ処理施設 : 26t/5h	プラスチック圧縮梱包機 : 4t/日 ペットボトル圧縮梱包機 : 700kg/h 飲食用アルミ缶破碎選別機 : 200kg/h	埋立容量 : 219,000m <sup>3</sup>

### 3) ごみ排出量の実績

#### (1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績は、表2及び図3に示すとおりです。

ごみの総量（集団回収量を含む）（以下「総ごみ量」という。）は、ほぼ横ばいで推移しており令和3(2021)年度は、58,212 t/年度となっています。しかし、住民自治協議会や自治会等が実施している集団回収の量は減少しており、令和3(2021)年度の回収量は2,350 t/年度となっています。

表2 (ごみ排出量の実績)

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365
人口	人	163,863	162,919	161,975	161,031	160,087	159,145	157,872
家庭系ごみ (集団回収量を除く)	t/年度	40,583	39,561	39,735	39,920	40,144	40,811	39,874
事業系ごみ	t/年度	14,970	14,963	15,334	15,552	15,880	14,495	15,988
集団回収量	t/年度	4,456	3,848	3,353	3,096	2,915	2,509	2,350
総ごみ量	t/年度	60,009	58,372	58,422	58,568	58,939	57,815	58,212
1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量を含む)	g/人・日	1,001	982	988	996	1,006	995	1,010
総ごみ量 (集団回収量を除く)	t/年度	55,553	54,524	55,069	55,472	56,024	55,306	55,862
1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量を除く)	g/人・日	926	917	931	944	956	952	969

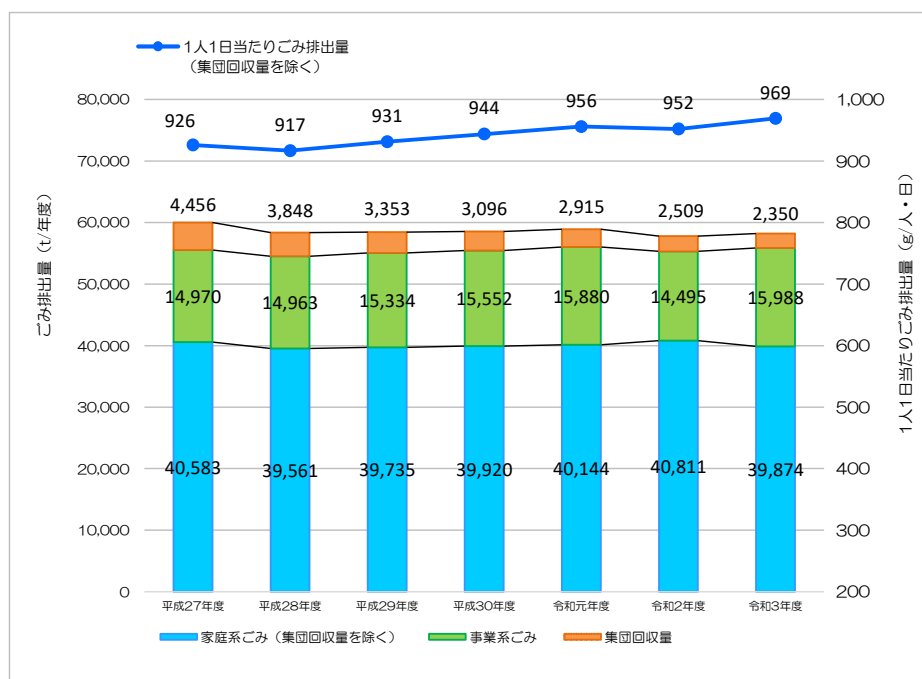


図3 (ごみ排出量の実績)

#### (2) ごみ処理経費

令和3(2021)年度の修繕費等の施設整備に係る経費を除いた、ごみ処理年間経費は約17.2億円です。そのうち、約50%程度を収集運搬費が占めています。また、市民1人当たりの令和3(2021)年度ごみ処理経費は、約11,000円となっています。

## 4) 課題の抽出

### 課題 1 ごみ発生抑制

1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を含む）は近年、ほぼ横ばいで推移しています。令和3(2021)年度の1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を除く）は969g/人・日となり、第1期見直し版の中間目標年度（令和8(2026)年度）の目標値である822g/人・日を達成するためには、さらなる発生・排出抑制及び減量化が必要です。

家庭系ごみの発生・排出抑制及び減量化のためには、生ごみの水切り及び堆肥化、並びに食品ロスの削減などについて啓発を強化していく必要があります。

また、燃えるごみに占める紙類の割合は、令和3(2021)年度の平均値で約42%を占めているため、分別を徹底することで、さらなる資源化率の向上、ごみ排出量を削減する取り組みについて検討する必要があります。

### 課題 2 資源化率

資源化率は、年々減少傾向を示しています。主な理由として資源物及び集団回収量の減少が大きな要因となっています。令和3(2021)年度の資源化率は10.1%で、第1期見直し版の中間目標年度及び最終目標年度の目標値である24%以上を達成するのが困難な状況となっています。今後は、焼却灰及び燃えるごみに含まれる紙類を資源化することによって目標値の達成を目指します。

### 課題 3 最終処分量

松阪市一般廃棄物最終処分場（以下「現最終処分場」という。）が、平成11(1999)年度に供用を開始し、令和3(2021)年度末には埋立容量が80%を超える中、令和3(2021)年度の最終処分量は8,767tで、中間目標年度の目標値である1,200t以下を超過しています。最終処分量に占める焼却灰や破碎処理残渣の割合が大きいことから、焼却灰の資源化に取り組むことや燃えないごみを削減することによって中間目標年度の目標値の達成を目指します。

また、今後は、最終処分量の削減に努めるとともに、令和9(2027)年度の供用開始を目指して新たな一般廃棄物最終処分場（以下「新最終処分場」という。）の整備に取り組んでいきます。

新最終処分場では、供用開始に併せて焼却灰の資源化を実施することを計画しています。

### 課題 4 ごみ処理体制

ごみの資源化を促進したり、家庭から排出されるごみを迅速、かつ衛生的に処理するために、市民の協力を得ながら、効率的な収集運搬の方法と市民にわかりやすい分別区分やその種類等について、継続的に検討をしていく必要があります。

### 課題 5 ごみ処理経費

ごみ処理施設の老朽化等により、維持管理費等が増大することを見込んでいます。

このことを踏まえ、中間処理施設や最終処分場のごみ処理体制を効率化することにより、ごみ処理経費の削減に努める必要があります。



## 3. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定

### 1) 基本理念

**基本理念： ムダなく資源が循環しているまち**

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3R を推進することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会である「循環型社会」の構築が必要であると提言されています。また、平成 30(2018)年に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、近年の社会情勢の変化を鑑み、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処分の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」等を新たな政策の柱としています。

また、令和 3(2021)年 6 月、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が公布され、2050 年脱炭素社会の実現を基本理念とすることが規定され、地方自治体においても再生可能エネルギーの利用促進などに実施目標の設定を求めるなど、地域における脱炭素化が期待されています。

以上のことを踏まえ、第 1 期見直し版では、行政、市民、事業者が協働し、「松阪市総合計画」が目指す将来像である「ムダなく資源が循環しているまち」の基本理念を継承するものとしします。

### 2) 基本方針

#### 基本方針 1 3R 及びごみの適正な排出の推進

3R の取り組みを推進し、「ムダなく資源が循環しているまち」を目指します。また、行政の協力や支援により、住民自治協議会や自治会等の市民団体の取り組みが拡充するよう努めます。

#### 基本方針 2 行政、市民、事業者による協働体制の構築

「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するためには、行政、市民、事業者が協働して取り組むことが必要で、その協働するための仕組みづくり、体制づくりを整えていきます。

#### 基本方針 3 不法投棄の未然防止に努め、うるおいある豊かな環境の創出

山林が多く、不法投棄が発生しやすい地域であることを踏まえ、市民、及び事業活動を営む者との連携を図り、不法投棄の未然防止に努め、うるおいある豊かな環境を創出します。

### 3) 数値目標

#### (1) 発生抑制による減量目標

「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するためには、「ごみを発生させないこと」が最も重要であり、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」を市民一人ひとりや事業者が主体的に実践することが大切です。このことを踏まえ、発生抑制による減量目標の値（以下「減量目標値」という。）を測る指標として、総ごみ量ではなく、1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を除く）を基準とします。

減量目標値は、国のごみ処理基本計画策定指針（平成 28(2016)年 9 月）に示されている、「ごみの排出量を平成 32(2020)年度までに平成 24(2012)年度比で約 12%削減すること」を基に設定します。平成 27(2015)年度を基準年として中間目標年度である令和 8(2026)年度において、1人1日当たりごみ排出量を822g/人・日とし、最終目標年度である令和 13(2031)年度においては、774g/人・日とし、当初計画で掲げた減量目標を継承します。

<b>&lt;発生抑制による減量目標値&gt;</b>	
<b>令和 8 年度（中間目標年度）</b>	<b>822g/人・日</b>
<b>令和 13 年度（最終目標年度）</b>	<b>774g/人・日</b>

注：なお、目標値の排出量は家庭から排出される一般廃棄物（家庭系ごみ）と事業所から排出される一般廃棄物（事業系ごみ）の合計とし、集団回収による資源回収量は含まない。

#### (2) 最終処分量の減量目標

最終処分量の中間目標年度の減量目標値（1,200t/年度・以下）は、新最終処分場の供用開始に合わせて焼却灰を資源化することを前提に設定した減量目標値です。

当初計画は、令和 8(2026)年度に新最終処分場の供用を開始する計画でしたが、現最終処分場の埋立が満杯になる時期を令和 8(2026)年度末と見込むことから、新最終処分場の供用開始を令和 9(2027)年度に変更しました。

このことを踏まえ、焼却灰の資源化は、令和 9(2027)年度から取り組むものとし、中間目標年度を令和 8(2026)年度から令和 9(2027)年度に変更するものとします。

<b>&lt;最終処分量の減量目標値&gt;</b>	
<b>令和 9 年度（中間目標年度）</b>	<b>1,200t/年度・以下</b>
<b>令和 13 年度（最終目標年度）</b>	<b>1,100t/年度・以下</b>

### （3）資源化率の目標

資源化率の中間目標年度の目標値（24%/年度・以上）は、新最終処分場の供用開始に合わせて焼却灰を資源化することを前提に設定した目標値です。

焼却灰の資源化に取り組む年度の変更に合わせて、資源化率の中間目標年度を令和8(2026)年度から令和9(2027)年度に変更するものとします。

#### ＜資源化率の目標値＞

令和9年度（中間目標年度）	24%/年度・以上
令和13年度（最終目標年度）	24%/年度・以上

## 4) ごみ排出量及びごみ処理量の見込み

施策推進後のごみ排出量の推計値は、表3及び図4に示すとおりです。令和3(2021)年度の実績値と令和8(2026)年度の推計値を比較すると中間目標年度において、総ごみ量が10,286t減少する見込みです。また、最終処分量及び資源化率の中間目標年度である令和9(2027)年度においても、新最終処分場の供用開始に併せて焼却灰の資源化を実施し、燃えないごみの量を削減することにより目標を達成する見込みです。

また、中間目標年度におけるごみ処理フロー図は、図5及び図6並びに最終目標年度におけるごみ処理フロー図は、図7に示すとおりです。

### 3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定

表3 (施策推進後のごみ排出量の見込み)

項目	単位	実績値			
		令和3年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
人口	人	157,872	152,199	150,986	146,069
家庭系ごみ (集団回収量を除く)	t/年度	39,874	33,853	33,462	30,711
事業系ごみ	t/年度	15,988	11,807	11,567	10,610
集団回収量	t/年度	2,350	2,266	2,254	2,181
総ごみ量	t/年度	58,212	47,926	47,282	43,502
総ごみ量 (集団回収量を除く)	t/年度	55,862	45,660	45,028	41,321
1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量を除く)	g/人・日	969	822	815	773
最終処分量	t/年度	8,767	5,969	1,199	1,068
資源化率	%	10.1	13.7	24.0	24.5

注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

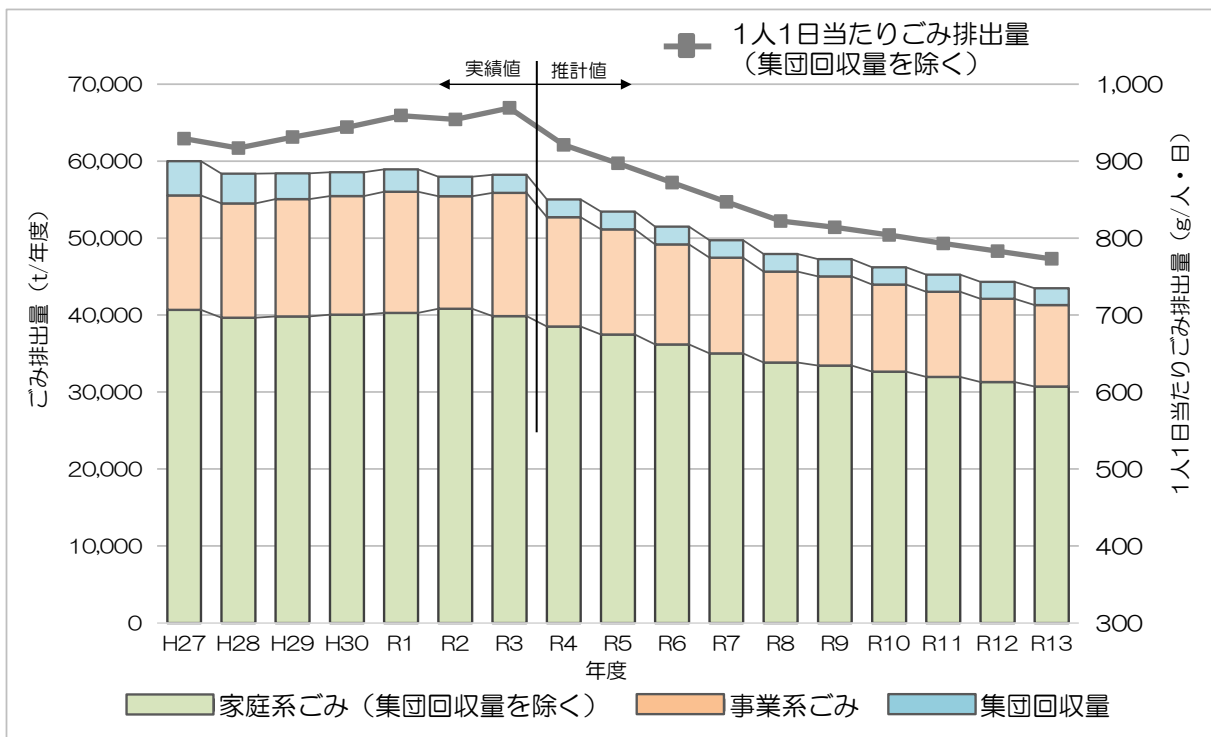
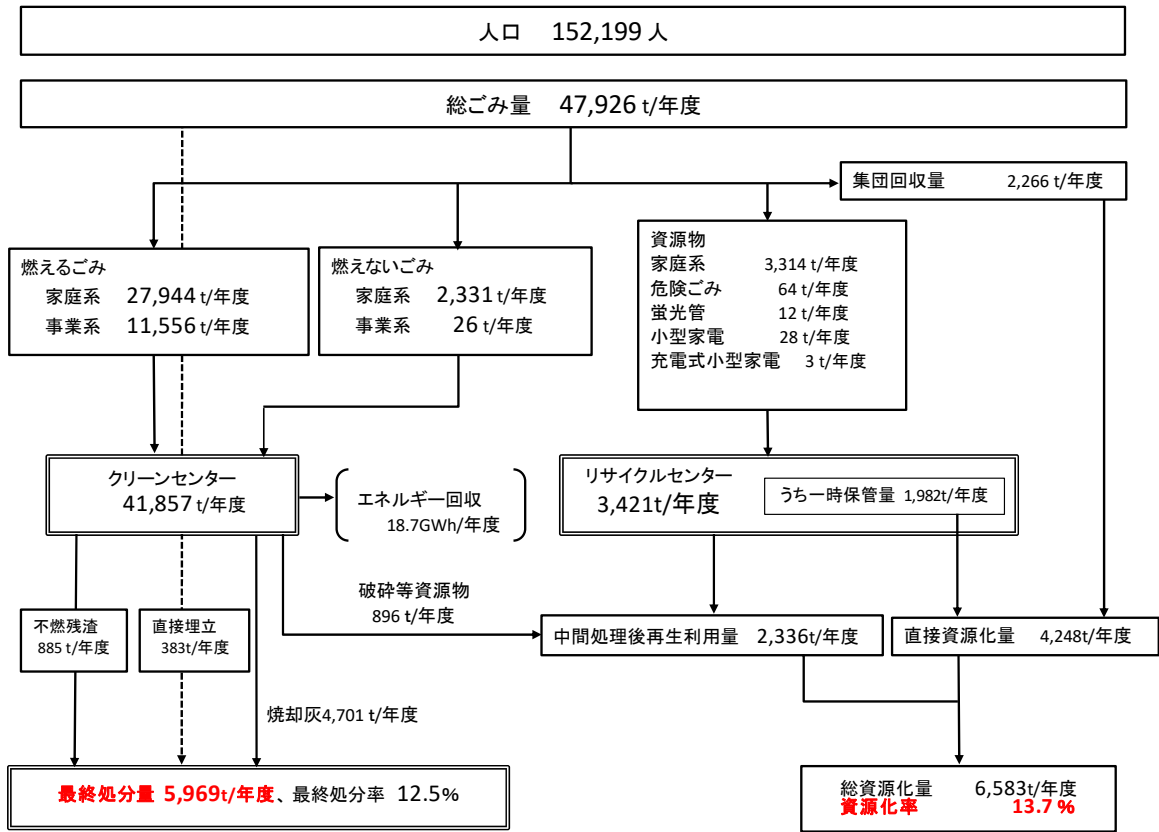


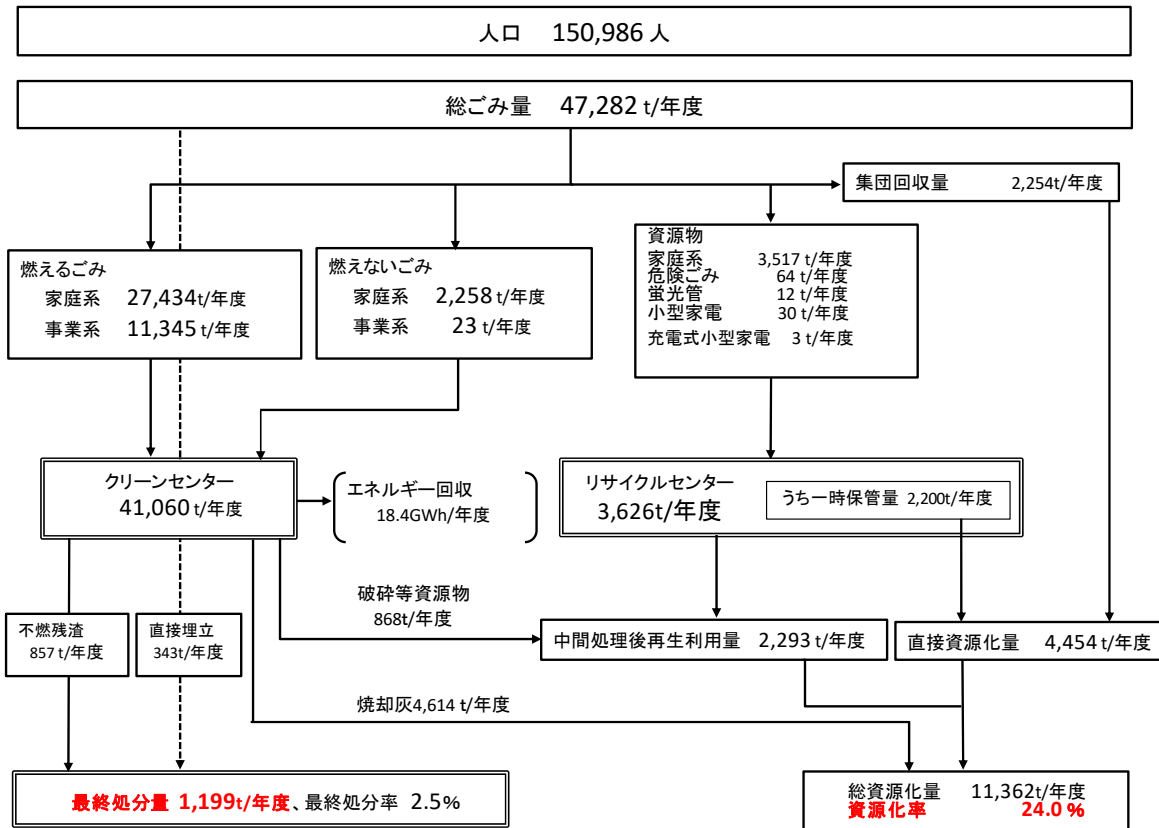
図4 (ごみ処理実績値と施策推進後のごみ排出量の見込み)

3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定



注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

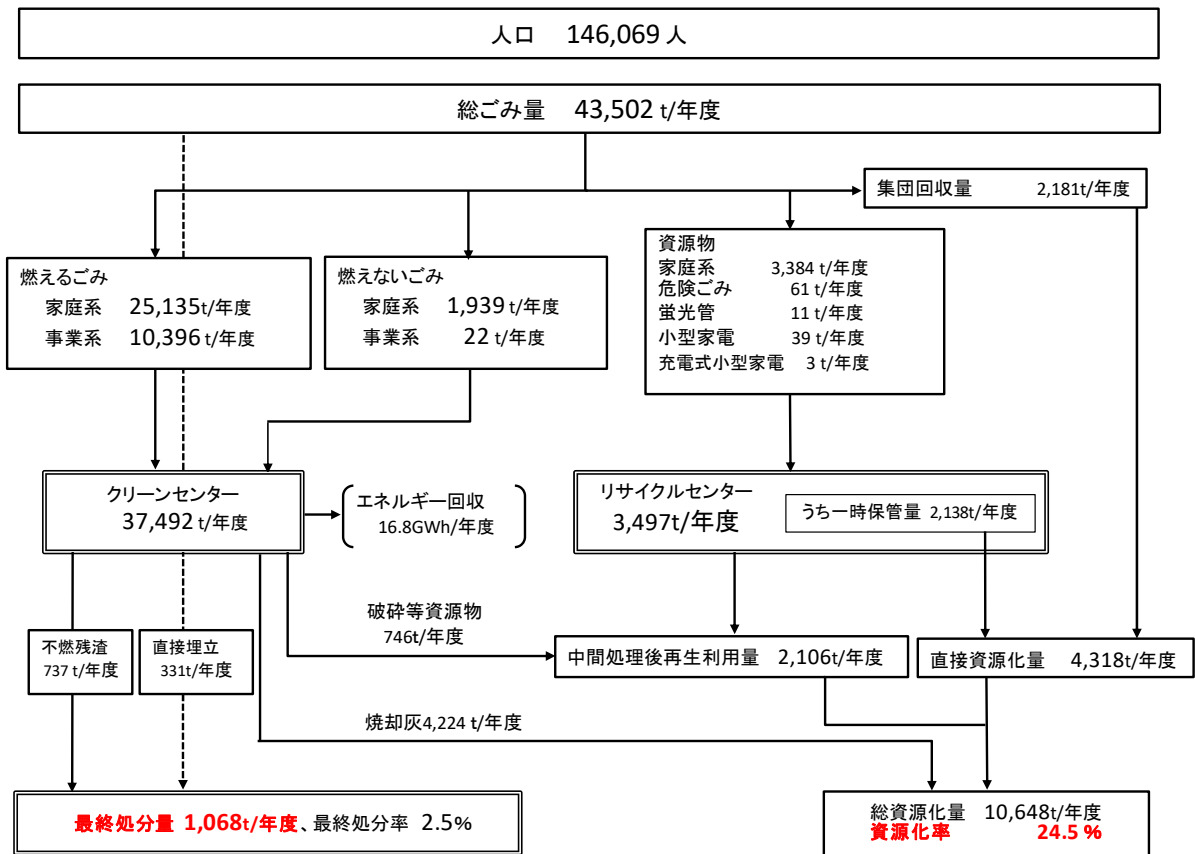
図5 (令和8(2026)年度(中間目標年度)におけるごみ処理フロー図(施策推進後))



注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

図6 (令和9(2027)年度(中間目標年度)におけるごみ処理フロー図(施策推進後))

3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定



注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

図 7 (令和 13(2031)年度(最終目標年度)におけるごみ処理フロー図(施策推進後))

## 5) 基本理念を実現するための施策に関する事項

当初計画で定めた3R推進のための施策及び取り組みについて、これまでの実施状況や国際的な潮流として、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みを考慮し、新たに以下に示す12施策として見直しました。松阪市では行政、市民、事業者がそれぞれ主体的に「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するための各施策に取り組む方針とします。

基本理念：ムダなく資源が循環しているまち	
行政・市民・事業者	施策の概要
	①環境教育、普及啓発の充実
	②ごみ減量アイデアの募集
	③事業者に対する減量化・適正化指導の徹底
	④容器包装廃棄物の排出抑制
	⑤紙類の資源化の促進
	⑥リユース容器の利用促進及び使い捨て品の使用抑制
	⑦環境物品等の使用促進
	⑧食品廃棄物等の排出抑制
	⑨バイオマス資源の有効活用
	⑩市民団体の集団回収活動の活性化
	⑪小型家電の資源化
⑫食品ロスへの取り組み強化	

図8 （施策の概要）

施策の概要の具体的な取り組み内容は、以下に示す通りです。

### 【①環境教育、普及啓発の充実】

- ・ 環境教育、普及啓発の充実 【継続】
- ・ 啓発活動、出前講座の実施 【継続】
- ・ 外国人に対する啓発の実施 【継続】
- ・ 広報等での定期的なPR 【継続】
- ・ 電子媒体を利用した多角的な教育と普及啓発の推進 【新規】

### 【②ごみ減量アイデアの募集】

- ・ ごみ減量に関するみんなのアイデアの募集 【新規】

**【③事業者に対する減量化・適正化指導の徹底】**

- ・ 事業系ごみへの啓発 【継続】
- ・ 事業系ごみの搬入物検査（展開検査）の実施 【継続】
- ・ 減量化計画の作成 【継続】

**【④容器包装廃棄物の排出抑制】**

- ・ マイバグの持参運動の推進 【継続】
- ・ 容器包装廃棄物の適正な分別方法の啓発 【継続】
- ・ 簡易包装商品や詰め替え用品購入の推進 【継続】

**【⑤紙類の資源化の促進】**

- ・ 紙類の資源化促進 【継続】

**【⑥リユース容器の利用促進及び使い捨て品の使用抑制】**

- ・ リユース容器の利用を促進 【継続】
- ・ 使い捨て品の使用抑制 【継続】

**【⑦環境物品等の使用促進】**

- ・ グリーン購入、グリーン契約の推進 【継続】

**【⑧食品廃棄物等の排出抑制】**

- ・ 3010 運動（食べきり運動）の推進 【新規】
- ・ 生ごみの水切りモニターの募集 【新規】
- ・ 生ごみの堆肥化の推進 【継続】

**【⑨バイオマス資源の有効活用】**

- ・ 木くずや剪定枝のチップ化や堆肥化の検討 【継続】

**【⑩市民団体による集団回収活動の活性化】**

- ・ 集団回収制度の利用 【継続】
- ・ 褒賞制度の検討 【継続】

**【⑪小型家電の資源化】**

- ・ 小型家電の回収（緑の回収ボックス・業者による宅配便回収） 【継続】

**【⑫食品ロスへの取り組み強化】**

- ・ 食品ロス削減に関する啓発活動 【新規】
- ・ フードバンク等との協力 【新規】
- ・ 災害用備蓄食料の有効活用 【新規】



## 6) ごみの適正な処理等に関する基本的事項

### (1) 収集・運搬計画

家庭から排出されるごみを迅速、かつ衛生的に処理を行うため、収集方式や収集頻度の適正化の検討を行い、住民サービスの向上に努めます。

一般廃棄物の収集運搬許可業者が令和元(2019)年 12 月より、一時多量の家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「家庭系収集運搬許可業者」という。）と事業系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「事業系収集運搬許可業者」という。）に分かれることになりました。事業系一般廃棄物の収集・運搬方法については、事業系収集運搬許可業者や事業者本人に持ち込んでもらい、適正な排出と処理が行われるよう啓発や検討に努めていきます。併せて、引っ越しなどに伴い発生する一時多量ごみは、本人または同一世帯の家族が持ち込むか、松阪市が許可する家庭系収集運搬許可業者へ依頼することとなります。

### (2) 特別管理一般廃棄物、処理困難物の対処方針

特別管理一般廃棄物は表 4 に示すとおりです。また、処理困難物は表 5 に示すとおりです。特別管理一般廃棄物及び処理困難物の対処方針は、市民に対して回収及び処理業者等の情報提供に努めることとします。

表 4 （特別管理一般廃棄物）

区分	概要
PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3ng/g を超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

表 5 （処理困難物）

処理困難物
薬品、農薬、ガスボンベ（LP ガス）、油脂類（シンナー、灯油、ガソリン等）、バッテリー、可燃性粉末（アルミニウム粉末、プラスチック粉末など）、火薬等爆発物、自動車（部品含む）、オートバイ、タイヤ（自動車、自動二輪車用）、業務用の機器・器具、自動販売機、耐火金庫、農業用機械・器具、（ピアノ線のある）ピアノ、直径 12cm を超える太い木（枕木、大型木材加工品など）、消火器、医療系廃棄物（注射器の針等）、石膏ボード、グラスウール

### (3) 中間処理計画

#### ア 松阪市クリーンセンター

松阪市クリーンセンターは、平成 27(2015)年度に供用を開始しました。焼却施設の運転・維持管理業務は、令和 16(2034)年度まで 20 年間にわたる長期継続契約を締結し、専門的な技術や経験を有する事業者へ運転管理業務を委ね、施設の適切な維持管理と処理経費削減に努めていきます。

#### イ 松阪市リサイクルセンター

松阪市リサイクルセンターは、資源物の処理施設であり、ペットボトル及びプラスチック容器・袋の圧縮梱包、白色トレイ及び空ビンの手選別、飲食用アルミ缶及びスプレー缶の破碎選別等の処理を行っています。さらに、令和 3(2021)年度から充電式小型家電の収集が始まり、手選別処理を行っています。

松阪市リサイクルセンターの多くの施設は老朽化が進んでいますが、施設の安定稼働のため適正な維持管理に向けた方策等を検討していきます。

#### (4) 最終処分計画

##### ア 焼却灰の資源化

松阪市クリーンセンターから発生した焼却灰は現最終処分場で埋立を行っています。焼却灰の資源化については、三重県内でセメントの原料として再生利用している市町や、焼成による土木資材利用及び溶融後に非鉄金属を回収する山元還元などがあります。

最終処分場については、全国的に自らの自治体内で確保することが難しくなっているなかで、現最終処分場の残余容量の満杯が近付いています。このことから新最終処分場の施設整備に取り組むとともに、施設の長期的な利用に資するため、焼却灰の資源化を検討し、資源化率の向上に努めていきます。

##### イ 最終処分計画

現最終処分場は、令和 8(2026)年度に埋立が終了する見込みです。令和 9(2027)年度から、新最終処分場の供用開始を目指しています。

また、焼却灰の資源化を実現することで最終処分量を減らし、新最終処分場の長期的な活用に寄与するとともに資源化率の向上にもつなげていきます。

なお、現最終処分場は松阪市で管理、運営を行っていますが、新最終処分場の管理、運営については効率的な管理、運営の在り方を検討していくこととし、施設の適切な維持管理と処理経費削減を目指します。

## 7) ごみの処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物処理施設は、日常の適正な運転と定期的な点検、整備並びに基幹設備の更新を的確に実施することにより30年以上にわたり稼働することが可能です。新規でごみの処理施設を建設する際には数十億円を超える費用を要することが見込まれるため、広域的かつ計画的な整備を行うことが求められています。このことを踏まえ、ごみの処理施設は新規の施設整備だけではなく、現施設の長寿命化も含めて検討する必要があります。

松阪市クリーンセンターは、専門的な技術や経験を有する事業者へ運転・維持管理業務を委ねています。この業務には、点検だけではなく、施設の補修や基幹設備の更新を含んでおり、施設の長寿命化に取り組んでいます。

なお、運転・維持管理業務の長期継続契約期間は、令和16(2034)年度で終了するため、それ以降の運用のあり方を検討する必要があります。

一方、松阪市リサイクルセンターは、各施設の老朽化が進んでいるため、施設毎の長寿命化の検討が必要となります。

また、現最終処分場は、令和8(2026)年度で埋立が満杯になる見込みです。このことを踏まえ、新最終処分場の整備に取り組み、令和9(2027)年度の供用開始を目指します。

表6 (松阪市クリーンセンター整備計画)

	平成29年度 (計画初年度)	～	令和8年度 (中間目標年度)	～	令和13年度 (最終目標年度)
稼働	→				
長寿命化	施設の適切な運転・維持管理				
施設整備	焼却灰の資源化実施に伴う整備の検討 リチウムイオン電池の適正処理に伴う整備の検討				

表7 (松阪市リサイクルセンター整備計画)

	平成29年度 (計画初年度)	～	令和8年度 (中間目標年度)	～	令和13年度 (最終目標年度)
稼働	→				
長寿命化	基幹改良工事の検討				

表8 (松阪市一般廃棄物最終処分場整備計画)

	平成29年度 (計画初年度)	～	令和8年度 (中間目標年度)	令和9年度 (中間目標年度)	～	令和13年度 (最終目標年度)
稼働	埋立処分完了予定					
施設整備	施設整備		新最終処分場 供用開始		→	

## 8) その他ごみ処理に関し必要な事項

### (1) 災害廃棄物対策

#### ア 災害廃棄物の発生量の推計

災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）に対応するため、「松阪市地域防災計画」（令和3(2021)年度修正）と「松阪市災害廃棄物処理計画」（平成29(2017)年5月）を策定しています。また、市民から排出される廃棄物（家庭ごみ、粗大ごみ、避難所から発生するごみを含む生活ごみ）を災害発生時から適切に処理する必要があります。

想定されている過去最大クラスの南海トラフ地震では災害廃棄物が約230万トン発生すると推計されています（表9）。松阪市の一般廃棄物の年間処理量が約6万トンであることから、平時の処理能力では災害廃棄物を処理することは困難になります。

表9 （災害廃棄物の発生量の推計（過去最大クラスの南海トラフ地震））

区分・品目等	発生量（重量） 単位：t	発生量（体積） 単位：m <sup>3</sup>
柱材・角材	6,000	10,909
コンクリートがら	55,000	37,162
金属くず	6,000	5,310
土材系	1,203,000	823,973
混合廃棄物	1,003,000	1,003,000
合計	2,273,000	1,880,354

出典：松阪市災害廃棄物処理計画

#### イ 災害時のごみ処理対応

##### ① 路上の廃棄物の除去

人命救助や輸送のための道路の確保に伴うがれき等の処理については、消防、防災、道路管理、復旧・復興等に携わる各関係機関と連携して進めます。路上から除去した廃棄物は、応急的な措置として仮置場を設定し、分別・搬入します。

##### ② 生活ごみ等の処理

避難所から発生するごみを含む生活ごみは、やむを得ない場合を除き、松阪市クリーンセンター及び松阪市リサイクルセンターで処理を行うこととし、仮置場に搬入は、行わないこととします。

避難所から発生するごみを含む生活ごみは、発災後3日から4日後に収集と処理の開始を目指します。

##### ③ 災害廃棄物の処理

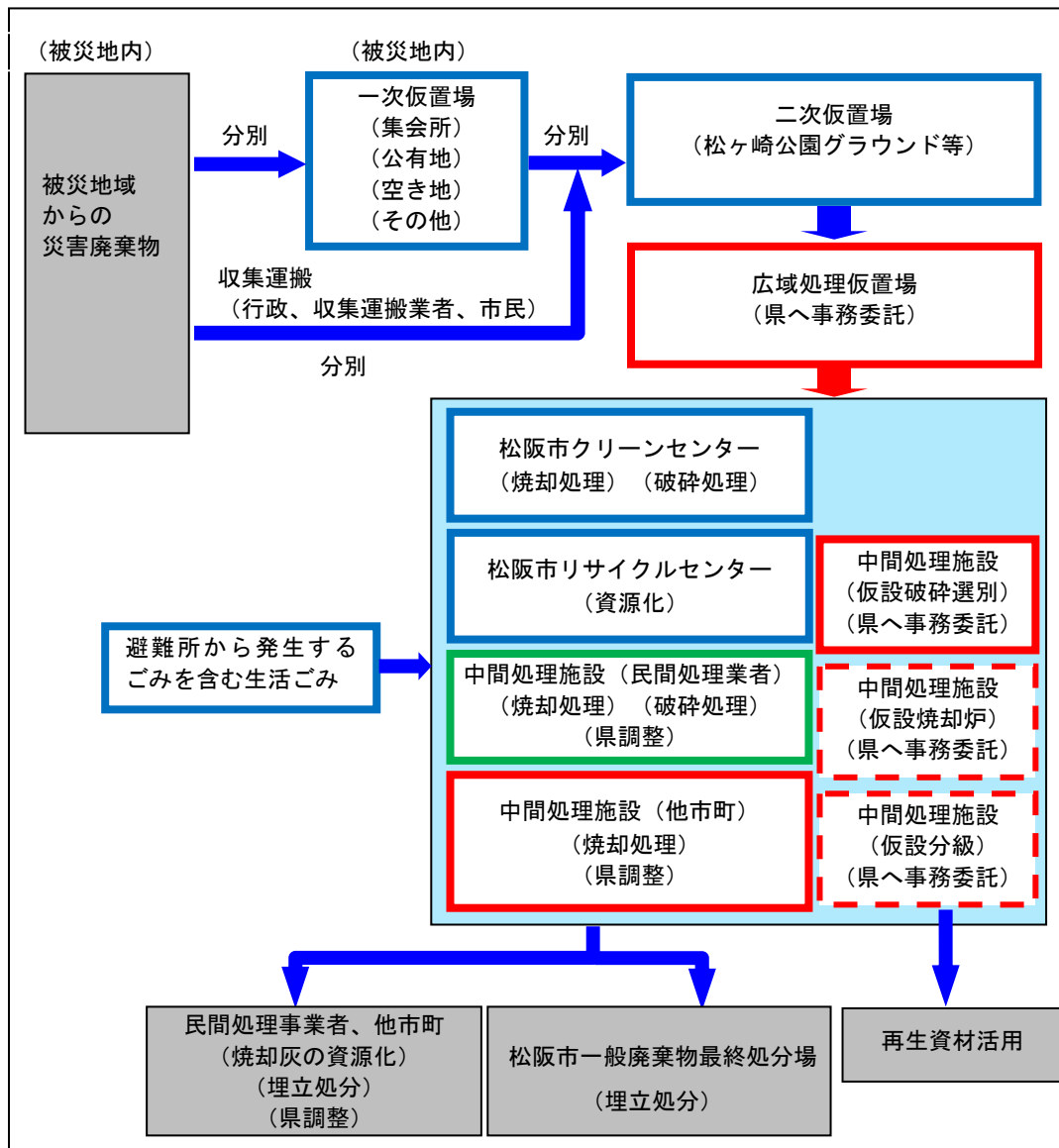
家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場の確保を行います。また、確保した仮置場の所在地、搬入ルートを知り・広報します。

災害廃棄物の中には、松阪市で処理することができない処理困難物も含まれることから、県等と連携し、ごみ処理事業者等の協力を得て、適切な処理方法を検討します。

災害廃棄物の発生量が膨大である場合は、施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、応援協定に基づき、県に支援を要請し広域処理を行います。

④ 災害廃棄物処理フロー

想定されている過去最大クラスの南海トラフ地震における災害廃棄物処理フロー図は、図9の通りです。



「仮設分級」：仮設の機械設備等を用い、土砂・がれき等を、そのサイズごとに分けること。

出典：松阪市災害廃棄物処理計画（一部修正）

図9 （災害廃棄物処理フロー図）

#### (2) ポイ捨てごみ等、不法投棄対策

松阪市環境基本計画（平成 30(2018)年 2 月）では、「めざすべき環境像」を「うるおいある豊かな環境にまつまれるまち まつさか」と設定しています。この環境像を目指すために、以下の 2 点について積極的に取り組みます。

##### ア まちの美化運動

生活環境を清潔に保つためには、河川、道路等にポイ捨てされているごみ等の削減を図ることが求められています。ポイ捨てごみ等の対策は、行政と市民及び事業活動を営む者が一体となり、まちの美化運動等の活動を行います。

##### イ 不法投棄への対策

行政が不法投棄の情報を把握した場合は、土地の所有者や道路管理者等と処理方法や対策について協議し、再発防止に努めています。

さらに不法投棄の防止のためのパトロールを行っています。

今後も土地の所有者や道路管理者等と協力して、不法投棄の未然防止に取り組みます。

また、平成 27(2015)年度に制定した「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」の取り組みの一環として、多気町、明和町、大台町、国、県とも連携し、情報交換や広報活動を行うことで広域的な取り組みを継続していきます。

これらの取り組みを通じて市民及び事業活動を営む者に対する不法投棄への意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めていきます。

#### (3) 情報管理計画

ごみの排出量、ごみ処理経費等のごみ処理に関するデータを収集し、管理していきます。

また、収集したデータは市民が確認できるようホームページ等を通して適宜、公開していきます。



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第1期見直し版）  
概要版

令和5年3月策定

---

松阪市 環境生活部 清掃施設課  
〒515-1104 松阪市桂瀬町751番地  
TEL：0598-36-0975 FAX：0598-36-0560  
E-mail：seishi.div@city.matsusaka.mie.jp